

清流園

前処理・汚泥脱水機 運転管理業務

特記仕様書

大洲・喜多衛生事務組合

令和8年2月

(目的)

第1条 本特記仕様書は、清流園 前処理・汚泥脱水機 運転管理業務における清流園(愛媛県大洲市 米津乙1番地の2)での業務内容について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 施設及びし尿・浄化槽汚泥処理等の概要は、次のとおりとする。

し尿処理開始時期	平成12年3月25日
処理能力	100kL/日(浄化槽汚泥:60kL/日、生し尿:40kL/日)
前処理	搬入物(浄化槽汚泥+生し尿)の前処理を行い、夾雑物を取り除いた上で貯留槽(浄化槽汚泥、し尿、予備)に貯留する。 取り除いた夾雑物は、脱水し渣ホッパーに貯留する。
汚泥処理	汚泥貯留槽に貯留した汚泥を、汚泥脱水機を運転して、含水率85%以下になるよう薬品等の添加率を調整し汚泥を脱水する。 脱水後の汚泥は脱水汚泥ホッパーに貯留する。
運転時間	前処理設備:搬入受入日の8時30分から17時 汚泥脱水設備:稼働日の8時30分から17時

(施設の開場日、開場時間)

第3条 施設の開場日及び開場時間(し尿・浄化槽汚泥の搬入を受け付ける日及び時間をいう。)は、次のとおりとする。ただし、災害その他緊急事態等の発生により、施設の処理能力を超える搬入が見込まれるとき、及びイベント開催等に伴う搬入があるときは、開場日以外の日に開場し、又は開場時間を延長することがある

開場日	開場時間
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する休日及び行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)で規定する年末年始の期間(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く月曜日から金曜日まで	7時30分から16時30分まで

(業務委託の範囲、内容)

第4条 委託する業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) し尿・浄化槽汚泥の搬入後の前処理設備及び汚泥脱水設備運転業務
- (2) 次に掲げる設備の運転操作、監視、保守点検、保全整備、記録等に関する業務
 - (ア) 前処理設備
 - (イ) 汚泥脱水設備
- (3) 業務範囲の保安及び防火管理業務
- (4) 運転日誌その他帳票類の作成及び管理業務
- (5) 仕様書第16条に規定する支給物件等及び貸与物件等の管理業務
- (6) 業務範囲の清掃業務

(作業内容)

第5条 業務範囲の設備及び機器等に関する作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床の清掃
- (2) 巡回点検、点検結果の記録
- (3) 整理、整頓、清掃その他清潔を保持するために必要な作業
- (4) 日常点検(異音・温度・振動・漏れ・損傷・チェーンの伸びの目視確認)による異常の早期発見及び処置
- (5) 機器類の点検整備及びポンプ、バルブ、Vベルト、ランプ等の取替(取替可能なものに限る。)
- (6) 機器類のオイル・グリス等の交換
- (7) 専門的又は特殊な技術を必要としない備付けの工具、材料を使用した補修及び塗装
- (8) 操作盤、監視盤等の点検及び清掃
- (9) 工業計器類の点検、校正、消耗品の交換
- (10) 運転機器の切替作業及び切替後の点検
- (11) 修繕工事時及び停止時(故障時を含む。)における機器の切替作業
- (12) 薬剤及び油脂類等の在庫管理及び受入れ(補充)に係る組合との連絡調整
- (13) 組合が実施する検査・測定における試料採取への対応
- (14) 組合が実施する修繕工事等における点検、整備等完了時の試運転への立会い
- (15) 組合が実施する自家用電気工作物保安年次点検(停電年次点検：3年に1回)における警報対応及び通電再開後の対象設備機器の点検
- (16) 対象施設異常の発見及び警報が発せられた際の処置及び組合との連絡調整
- (17) 次に掲げる報告書等の作成及び組合への提出
 - (ア) 運転日報、月報及び年報
 - (イ) 点検報告書
 - (ウ) 清掃作業報告書
 - (エ) 搬入実績報告書
 - (オ) 薬品管理表
 - (カ) 整備報告書
 - (キ) その他組合が指示する書類

(保守点検整備業務の作業内容)

第6条 保守点検整備業務に関する作業内容は、前条に規定するものを除き、次のとおりとする。

- (1) 不具合箇所の有無の確認
- (2) 不具合が確認された箇所の調査
- (3) 不具合箇所の措置(修繕、経過観察等)に関する判断及び組合への助言

(清掃業務の作業内容)

第7条 受託者は、本業務の遂行に必要な業務範囲(前処理設備、汚泥脱水設備)について、受託者と組合が別途協議して定める清掃作業計画(内容・安全措置・頻度・報告の要件(様式・提出期限・保存期間・写真添付))に沿った清掃を行い清掃作業報告書に記録すること。

- 2 受託者は、共用部分(処理棟2階のトイレ及び湯沸室等)の環境保持のため随時清掃を行う。

(消防訓練等)

第8条 受託者は、組合の実施する消防指導訓練等に参加しなければならない。